

雇用保険被保険者になられた皆様へ

雇用保険被保険者のしおり

**ハローワーク（公共職業安定所）
広島労働局職業安定部職業安定課**



PL070401 安保 01

雇用保険制度の目的

雇用保険制度は、

- ① 働く方々が、万一失業してしまった場合に、生活の安定を図り、1日も早く再就職していただくよう支援すること。
 - ② 定年後の再雇用や育児休業、介護休業により賃金が低くなる、又はなくなってしまうことで会社を退職せずにすむよう支援すること。
 - ③ ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。
 - ④ 働く方々が、能力に適合した仕事に就き、安心してその仕事ができるように、失業の予防や仕事をする能力の開発・向上などを支援すること。
- これらの4つを大きな目的としています。

雇用保険被保険者証等について

雇用保険の被保険者になられたときには、「雇用保険被保険者証」と「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」をお渡しすることとなります。

この「雇用保険被保険者証」と「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」には、「被保険者番号」が記載されており、この番号が雇用保険制度における、あなたの固有番号となります。

あなたのお名前、生年月日や雇用保険の被保険者であった期間等もこの番号で管理され、例え転職された場合であっても、被保険者番号が変わることはありませんので、もし転職等される場合には、「雇用保険被保険者証」を転職先の事業主に提出してください。

万一、この被保険者番号によって管理されているお名前や生年月日等に誤りがあった場合、雇用保険の被保険者であった期間が通算できない等の不利益が発生するおそれがありますので、「雇用保険被保険者証」と「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を受け取られたときには、必ず内容をご確認いただき、大切に保管してください。

※ 現在、あなたが雇用保険に加入されているかどうかの確認を希望される場合、及び、雇用保険被保険者証等の記載事項が事実と異なる場合には、ハローワークへご相談ください。

被保険者の範囲について

雇用保険に加入している事業所に雇用される方は、次の「被保険者とならない者」のいずれかに該当しない限り、全て被保険者となります。

- 4か月以内の予定の季節的事業に雇用される場合。
- 短時間労働者であって、季節的に雇用される、又は、短期の雇用に就くことを常態とする場合。
- 船員であって、漁船（特定漁船以外）に乗り組むために雇用される者（1年を通じて船員として雇用される場合を除く。）。
- 公務員等の場合。

雇用保険が適用される「労働者」について

雇用保険法という「労働者」とは、事業主に雇用され、そこから支給される賃金によって生活をする方のことです。

したがって、事業主と雇用関係にない方、生活手段として働く訳ではない方には、雇用保険は適用になりません。

例えば、次のような方は、原則として被保険者になりません。

- 会社や団体の役員
- 昼間学生のアルバイト
- 週の所定労働時間が20時間未満の短時間労働者 など

また、被保険者にはいくつかの種類があり、次のとおり被保険者の範囲が定められています。

※ 被保険者の種類

被保険者の種類	被保険者の範囲
1 一般被保険者	次の2、3及び4以外の方
2 高年齢被保険者	65歳以上の被保険者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者以外の方
3 短期雇用特例被保険者	季節的に雇用される方、又は、短期の雇用に就くことを常態とされる方
4 日雇労働被保険者	日々、又は30日以内の期間を定めて雇用される方

※ パートタイマー（短時間就労者）については、次の2つの要件を満たす場合に被保険者となります。

- ① 一週間の所定労働時間が20時間以上であること。

【マルチジョブ制度の適用対象者（複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者）は、2つの事業所（1つの事業所における一週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、一週間の所定労働時間が20時間以上であること。】

- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

【マルチジョブ制度の適用対象者（複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者）は、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること。】

なお、こういった労働条件については、文書で定められていることが必要です。

※ 登録型派遣労働者については、次の2つの要件を満たす場合には被保険者となります。

- ① 一週間の所定労働時間が20時間以上であること。

- ② 同じ派遣元から反復継続して、31日以上派遣就業するものであること（派遣先が変わっても差し支えありません。）。

保険料の負担について

雇用保険制度の運営に係る費用は、事業主と被保険者の方に負担していただく保険料と国庫負担金により賄われています。

このうち、被保険者の負担分は、その方の賃金総額の 1000 分の 5.5（建設・農林水産・清酒製造の事業は 1000 分の 6.5）で、賃金が支払われる都度控除され、事業主を通じて国に納付いただくこととなっています。（上記の保険料率は令和 7 年度のものととなります。）

求職者給付を受ける手続

もし、あなたが退職され、雇用保険の給付を受ける手続をされる場合には、「**雇用保険被保険者離職票**」を、あなたの住居所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）へ、船員を退職された方であって、引き続き船員での再就職を希望される方は、あなたの住居所を管轄する地方運輸局（以下「ハローワーク等」といいます。）へ、それぞれ提出する必要があります。

この「雇用保険被保険者離職票」は、事業主を通じて公共職業安定所長が交付することとなりますので、退職されるときには、必ずこの書類を事業主に請求してください。

ここからは一般被保険者の場合について説明します。

求職者給付を受ける資格

求職者給付を受けていただくためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 離職した日以前 2 年間に、11 日以上働いた月が 12 か月以上 あること。また、離職された理由により、**特定受給資格者** 又は **特定理由離職者** に該当する場合には、離職した日以前 1 年間に 11 日以上働いた日が 6 か月以上 あること（雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から 1 か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月を 1 か月と計算します。なお、令和 2 年 8 月 1 日以降に離職した方について、賃金支払基礎日数が 11 日以上のある月が 12 か月ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月を 1 か月として計算します。）。

なお、波線で示した月数については、2 以上の事業所で被保険者となられていた場合でも、要件を満たすことがあります。

また、特定受給資格者、特定理由離職者に該当する離職理由については法令で定められています。

詳しくは、最寄のハローワーク等へお問い合わせください。

- ② 離職し、再就職したいという意思があり、いつでも就職できる状態にあって、積極的に仕事を探しておられるにもかかわらず、現在失業されていること。

したがって、病気や負傷、出産や育児等の理由で、就職することができないような場合、又は、次の仕事を探すつもりがないような場合には求職者給付を受給することはできません。

給付の上限日数

失業されている日について支給を受ける手当を「**基本手当**」といい、基本手当の支給を受けることができる上限日数のことを「**所定給付日数**」といいます。

この所定給付日数は、離職の日における年齢・離職理由・被保険者として雇用されていた期間等によって決定されます。

被保険者であった期間

転職等で被保険者期間に空白がある場合で、その空白期間が1年以内の場合は通算されます。ただし、過去に基本手当（再就職手当等を含む。）又は特例一時金の支給を受けたことがある場合には、当該給付を受けた後の期間に限りです。

なお、官民人事交流法第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員であった期間、及び、育児休業給付金の支給を受けた期間（平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に限る。）は、その期間を、所定給付日数を算定する期間から除きます。

※ 旧船員保険の被保険者であった期間の通算

平成21年12月31日時点で旧船員保険の被保険者であった方については、平成22年1月1日で雇用保険の被保険者資格を取得することとされており、これにより雇用保険の被保険者となられた方については、平成21年12月31日以前の旧船員保険の被保険者であった期間は、雇用保険の被保険者であった期間とみなされることとなります。

また、平成21年12月31日以前に旧船員保険の被保険者であった方が、平成22年1月1日以後に新たに雇用保険の被保険者となられた場合には、その雇用保険の被保険者となられた日の直前の旧船員保険の被保険者資格を喪失した日が、その雇用保険の被保険者となられた日前1年の期間内にあるときには、平成21年12月31日以前の旧船員保険の被保険者であった期間も、雇用保険の被保険者であった期間とみなされることとなります。

詳しくは、ハローワーク等の職員にお尋ねください。

給付を受けることができる期間

あなたが基本手当の支給を受けることができる期間（これを「**受給期間**」といいます。）は、原則として離職日の翌日から1年間です。

この期間を過ぎると、所定給付日数分の支給を受け終わっていても、それ以降の基本手当の支給は受けることができません。

なお、病気、負傷、出産又は育児等の理由により30日以上継続して働くことができない場合、又は、定年退職等の後、一定期間仕事探しを希望されない場合には、この受給期間を延長する手続があります。

詳しくは、最寄のハローワーク等にお問い合わせください。

給付のながれ

ハローワーク等に離職票を提出し、仕事探しの申込みをされた日から、失業の状態が7日間経過（これを「**待期満了**」といいます。）した後、引き続き失業の状態にあった場合、基本手当の支給がはじまります。

ただし、正当な理由のない自己都合によって離職された方は、待期満了の翌日からさらに原則1か月（離職日が令和7年4月1日以降である場合）基本手当は支給されません。

また、離職日からさかのぼって5年間のうち2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合または懲戒解雇された場合は、待期満了の翌日からさらに3か月間、基本手当は支給されません。これを「**給付制限**」といいます。

なお、正当な理由のない自己都合により離職された方のうち、要件にあてはまる教育訓練等（令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限ります）を離職の日前1年以内に受けた方（途中退校は該当しません）または離職の日以後に受けている方は、当該訓練を受ける期間と受け終わった期間について給付制限が解除されます。

詳しくは、最寄りのハローワーク等にお問い合わせください。

基本手当は、原則として4週間に1回、公共職業安定所長・地方運輸局長が指定する日（これを「**失業の認定日**」といいます。）にハローワーク等に来所のうえ、失業されていたことの認定を受けた後、その失業されていた日として認定された日数分の基本手当が、あなたの指定された金融機関の預金口座に振り込まれることによって支給されます。

また、基本手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間中に、原則として2回以上の「**求職活動実績**」が確認できることが必要となります。

求職活動実績とは、客観的に確認できる仕事探しの実績のことをいいます。

再就職手当について

就職が決まった場合、失業状態でなくなりますので、就職日以降は基本手当の支給は終了します。

ただし、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であって、一定の要件を満たして就職が決まった場合には、「**再就職手当**」の支給を受けることができます。

就業促進定着手当について

再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6カ月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が、雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、「**就業促進定着手当**」の支給を受けることができます。

その他の給付について

公共職業安定所長・地方運輸局長の指示によって、公共の職業訓練機関に入校された場合に支給される「**技能習得手当**」、特に就職が困難な方がハローワーク等の紹介で一定の要件を満たして就職された場合に支給される「**常用就職支度手当**」、その他、再就職をバックアップさせていただくための制度があります。

詳しくは、最寄のハローワーク等にお問い合わせください。

雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整

基本手当を受給される間は、老齢厚生年金等の併給調整が行われます。

併給調整についてのお問い合わせは、あなたが手続をされている、又は、される予定の年金事務所等までお願いいたします。

一般教育訓練給付について

被保険者、又は、被保険者であった方（被保険者でなくなった後、1年以内に一般教育訓練を開始された方に限る。）であって、被保険者であった期間が3年以上ある方が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了されたとき、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の一定割合（上限額あり）を「**一般教育訓練給付**」として支給を受けることができます。

一般教育訓練給付の支給申請は、支給申請期間内に支給申請書を提出してください。

（代理人や郵送、電子申請による支給申請もできます）

- ※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。
- ※ 被保険者でない方のうち、被保険者でなくなった後1年間（適用対象期間）の間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークに申し出ることにより、当該適用対象期間にその受講を開始できない日数を加算することができます（最長19年）。
- ※ はじめて教育訓練給付を受けられる方については、被保険者期間が1年以上ある方も対象となります（平成19年10月1日以降に受講開始したものに限ります。）。

特定一般教育訓練給付について

厚生労働大臣の指定を受けた特定一般教育訓練を受講する場合、一定の要件を満たせば、「**特定一般教育訓練給付金**」の対象となることがあります。詳しくは、最寄のハローワークにお問い合わせください。

専門実践教育訓練給付について

厚生労働大臣の指定を受けた専門的、実践的な教育訓練を受講する場合、一定の要件を満たせば、「**専門実践教育訓練給付金**」及び「**教育訓練支援給付金**」の対象となることがあります。詳しくは、最寄のハローワークにお問い合わせください。

雇用継続給付について

① 高年齢雇用継続給付

60 歳以上 65 歳未満の被保険者の方で、被保険者であった期間が 5 年以上である方が、60 歳時点よりも一定割合以上賃金が低下した状態で働かれているとき、「**高年齢雇用継続給付**」の支給を受けることができます。

高年齢雇用継続給付には、60 歳以降被保険者として引き続き雇用される場合に支給を受けることができる「**高年齢雇用継続基本給付金**」と、基本手当を受給中に支給残日数 100 日以上で、1 年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就かれたことにより被保険者となった場合に支給を受けることができる「**高年齢再就職給付金**」の 2 種類があります。

なお、同一の就職について再就職手当の支給を受けられた場合には、高年齢再就職給付金の支給を受けることはできません。

また、船員の方については、高年齢雇用継続給付金の支給対象期間に係る年齢が、55 歳以上 60 歳未満となる場合がありますので、詳しくは係員にお尋ねください。

② 育児休業給付

被保険者の方が育児休業を取得された場合、一定の要件を満たすとその期間中に支給を受けることができる「**育児休業給付金**」があります。

③ 介護休業給付

被保険者の方が、その家族を介護するために休業されるとき、一定の要件を満たすと、休業開始から最大 93 日間「**介護休業給付金**」の支給を受けることができます。

高年齢被保険者について

65 歳以上の方が、被保険者として雇用されている場合には、被保険者の種類が「**高年齢被保険者**」となります。

この高年齢被保険者の方が、離職され、一定の要件に該当する場合には、一般被保険者の方と異なり、求職者給付として、一時金である「**高年齢求職者給付金**」が支給されることとなります。

ハローワーク等のご利用にあたって

雇用保険に関する各種手続は、あなたの住居所を管轄するハローワーク等で行っていただくこととなります。

次ページの管轄一覧表をご確認のうえ、来所してください。

なお、来所の際には、できる限り公共の交通機関等をご利用いただきますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

（ハローワークには駐車場が全くない、又は、駐車可能台数が極めて少ない状況となっております。）

おわりに

このしおりで紹介したことは、雇用保険制度の概略ですので、実際の手続きにおいては、このほかにも様々な規定があります。また、法律等の改正によって、ご紹介した内容が変更となる場合がありますので、ご承知ください。なお、雇用保険制度について、ご不明な点などがありましたら、最寄のハローワークへお気軽にお問い合わせください。

広島県内のハローワーク（公共職業安定所）一覧

ハローワーク	所在地	電話番号
広島	広島市中区上八丁堀 8-2	082-223-8609
広島東	広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609
広島西条	東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609
竹原	竹原市中央 5-2-11	0846-22-8609
呉	呉市西中央 1-5-2	0823-25-8609
尾道	尾道市栗原西 2-7-10	0848-23-8609
福山	福山市東桜町 3-12	084-923-8609
三原	三原市館町 1-6-10	0848-64-8609
三次	三次市十日市東 3-4-6	0824-62-8609
安芸高田	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605
庄原	庄原市中本町 1-20-1	0824-72-1197
可部	広島市安佐北区可部南 3-3-36	082-815-8609
府中	府中市府中町 188-2	0847-43-8609
廿日市	廿日市市串戸 4-9-32	0829-32-8609
大竹	大竹市白石 1-18-16	0827-52-8609

広島県内の地方運輸局・海事事務所一覧

地方運輸局・海事事務所	所在地	電話番号
中国運輸局	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-3692
尾道海事事務所	尾道市古浜町 27-13	0848-23-5235
因島海事事務所	尾道市因島土生 1899-35	0845-22-2298
呉海事事務所	呉市宝町 9-25	0823-22-2520

管轄区域につきましては、労働局又は各ハローワーク（船員の方は海事事務所）へお問い合わせください。

令和 7 年 4 月作成